

消火器の規格・点検基準が改正されました！

近年発生している老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、同種の事故防止を図るため、消火器の規格省令等が改正され、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等、安全上の注意事項等について表示が義務付けられました。



消火器の規格改正（平成23年1月1日施行）

◆消火器のラベル表示内容の変更

平成23年1月1日以降に製造された消火器には、標準的な使用期限や火災の種別に応じた絵表示等を消火器本体に表示することが義務付けられました。

義務化された表示事項（事業所用消火器の銘板例示）

- A** 「蓄圧式」、「加圧式」の区別 蓄圧式 加圧式
- B** 住宅用消火器でないこと 業務用消火器
- C**
 - ・ 使用時の安全な取扱いに関する事項
 - ・ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
 - ・ 点検に関する事項
 - ・ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- D** 順次、この絵表示のある消火器に交換しなければならない。
消火器が適合する火災の絵表示（国際基準に準じたもの）等を図示
- E**

消火器交換の目安の表示が義務付け

標準使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして統計上設定される標準的な期間または期限

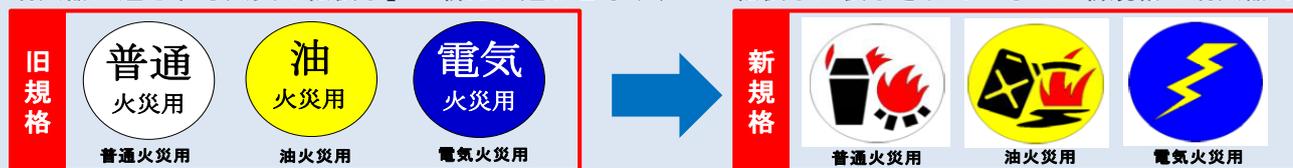
設計標準使用期限

20××年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に亘るおそれがあります。

旧規格と新規格の消火器を見分ける方法は？

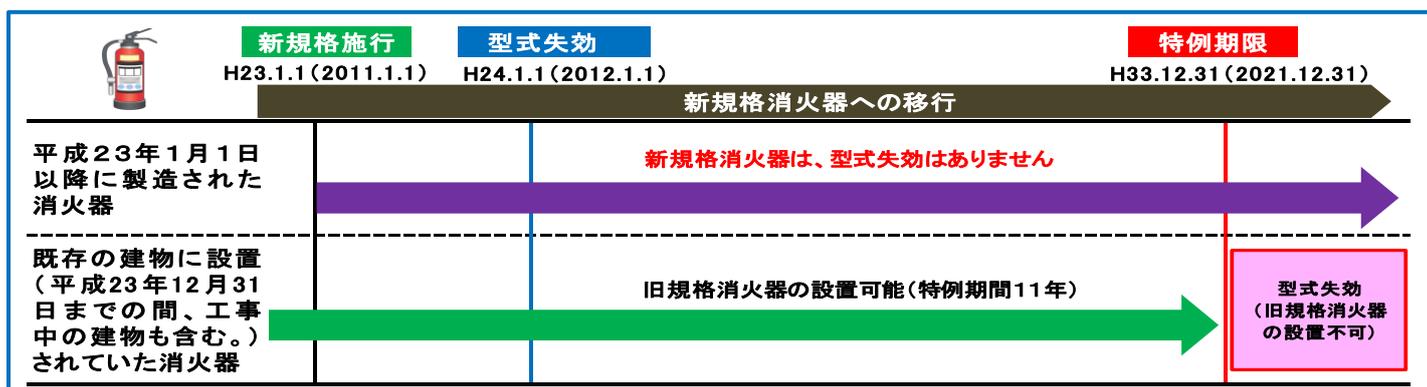
「消火器が適応する火災の絵表示」が新たに追加となり、この絵表示が表示されているのが新規格の消火器です。



◆既存建物に設置されている旧規格消火器については、平成33年12月31日（2021.12.31）まで設置可能です。

旧規格消火器を設置している建物は、特例期限までに新規格の消火器に交換してください。
平成24年1月1日以降に新たに消火器を設置する際は、新規格の消火器を設置する必要があります。

旧規格消火器の設置猶予期間



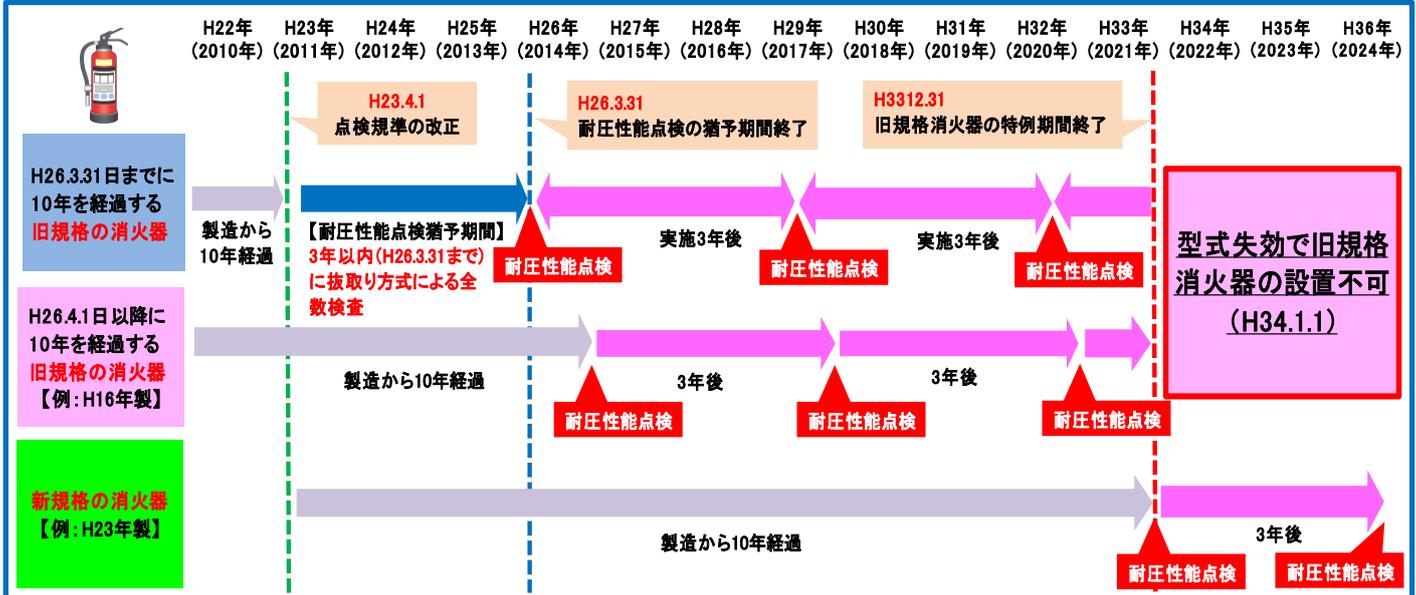
※型式失効とは、型式承認を受けた機器の形状等が規格に適合しなくなり、型式承認の効力を失うことをいいます。失効すると消火器として認められなくなります。

消火器の点検基準の改正（平成23年4月1日施行）

- ◆蓄圧式消火器の内部や機能点検の開始時期が、製造後3年から製造後5年に改正されました。
- ◆製造年から10年を経過した消火器又は、製造年から10年以下であっても消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものには、耐圧性能点検が義務付けられました。

耐圧性能点検実施以後3年毎に耐圧性能点検が必要となります。平成26年3月31日（2014.3.31）までの間は、猶予期間となっており、抜取り方式により点検することができます。

型式失効と耐圧性能点検シミュレーション



※耐圧性能点検とは、消火器本体容器・キャップに所定の水圧をかけ、変形、損傷又は漏水等がないかどうかを水圧試験します。
※抜取り方式とは、消火器の器種別（薬剤など）や種別等をもとに、消火器のグループ分けを行い、各グループの確認試料を製造年の古いものから順に均等な数を抜き取って点検を行い、定められた年数の間に消火器の全数を点検する方法です。

消火器に関するQ & A

Q 1 戸建住宅には消火器の設置義務がありますか？

A 1 戸建住宅に消防法による設置義務はありません。ただし、店舗併用住宅等は、設置義務が生じる場合があります。万が一に備え、戸建住宅に自主的に設置する場合は、住宅用消火器をお勧めします。

Q 2 蓄圧式と加圧式の消火器はどう違うのか？

A 2 消火器を噴射する際に使用する加圧ガスの封入方法が違います。加圧式は、容器本体には加圧せず、消火器内に設置された別容器（加圧用ガス容器）に加圧ガスが封入されています。一方、蓄圧式は、容器自体に加圧ガスを封入しているため、常時容器内に圧力がかかっています。蓄圧式は、容器本体のレバー付近に圧力計が必ず設置されているので見分ける際のポイントとしてください。

新規格の消火器は、ラベルに「加圧式」、「蓄圧式」と区別できるよう表示が義務付けられています。

Q 3 製造から10年を超えた消火器は使えないのですか？

A 3 点検等で異常が見つからなければ使用できますが、各消火器メーカーでは設計上の耐用年数をそれぞれ定めていますので、その期限を超えた場合は新しい消火器に更新することをお勧めします。

なお、法定点検の義務がある事業所の場合、製造年から10年を経過した消火器は耐圧性能点検を行い、以降3年ごとに耐圧点検を行う必要があります。

Q 4 消火器の廃棄についてはどうすればよいですか？

A 4 消火器の廃棄については、平成23年1月1日より廃消火器リサイクルシステムの運用が開始しています。引き取り場所や廃棄方法等については、以下の窓口か、お近くの消防設備業者にお問い合わせください。

【消火器の廃棄に関するお問い合わせ先】

(株) 消火器リサイクル推進センター

TEL : 03-5829-6773 URL : <http://www.ferpc.jp>